

歯科・口腔の健康づくりの総合的推進

ビジョン【健口寿命から目指す健康寿命の延伸】

兵庫県健康増進課歯科口腔保健班

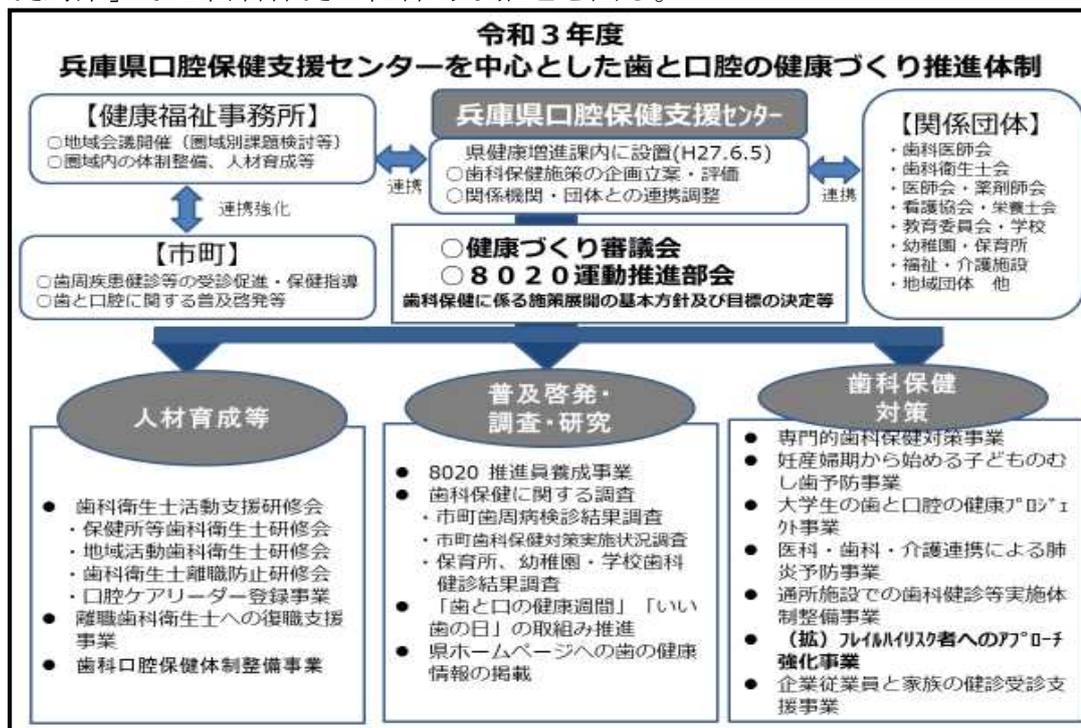
I 歯科保健施策の立案・推進

1 口腔保健支援センターの運営

【2,113千円】

健康づくり推進実施計画に基づく推進方策や8020運動推進本部会において決定される基本指針に沿って、歯科口腔保健事業の企画・立案・実施・評価を行い、新たな歯科保健施策を展開している。

県下の歯科保健の現状把握・分析を行うとともに、地域課題解決に向けて地域関係者や関係団体、健康福祉事務所・庁内関係部署と連携を図っている。また、PDCAに沿った歯科保健活動の実践とともに、「人材育成」「普及啓発・調査・研究」「歯科保健対策」など歯科保健の総合的な推進を図る。



2 8020 運動推進部会の開催

【1,093千円】

「健康づくり推進プラン」「健康づくり推進実施計画」における「歯と口腔の健康づくり分野」の生涯を通じた歯の健康づくりの推進に向けた課題や施策を検討する。

(1)8020運動推進部会 [1～2回]

- ・健康づくり審議会の部会として設置
- ・学識経験者・兵庫県歯科医師会等の関係団体21名の委員により構成

(2)地域歯科保健対策検討会議（圏域協議会）[各圏域1回以上]

- ・学校・職域・市町・地域歯科医師会・健康福祉事務所等の関係者により、各圏域の歯科保健対策を総合的に推進する。

### 3 歯科口腔保健体制整備事業（県歯科衛生士会委託） 【3,571千円】

地域歯科保健の様々な課題に対応するために、歯科衛生士の派遣に向けて兵庫県歯科衛生士センター（歯科衛生士バンク）を設置し、市町の歯科保健体制を整備する。

- (1) 兵庫県歯科衛生士センター（歯科衛生士バンク）の運営・機能体制の構築  
兵庫県歯科衛生士センター（歯科衛生士バンク）の登録システムにより人材を確保するとともに、調整員によるマッチング、広報・周知活動、運営会議の開催等を行う。
- (2) 歯科衛生士未配置市町における歯科保健体制整備
  - ・市町の要望により兵庫県歯科衛生士センター（歯科衛生士バンク）から市町へ歯科衛生士を派遣
  - ・各市町歯科保健事業の企画・運営・評価にかかる支援
- (3) 専門的歯科衛生士の人材育成  
登録歯科衛生士や認定歯科衛生士等を対象とした研修会の開催

## II 人材の育成

### 1 口腔ケアリーダー養成事業（県歯科衛生士会委託） 【160千円】

日本歯科衛生士会の認定を持っている歯科衛生士や地域で積極的に訪問、口腔衛生指導を実施している歯科衛生士を「兵庫県口腔ケアリーダー」に登録し、訪問歯科保健指導が可能な人材を確保する。

- 〈対 象〉 県内に在住、勤務、活動の歯科衛生士で登録要件を満たす者
- 〈方 法〉 登録されたリーダーへの研修会の開催及び活動の場の提供

### 2 歯科衛生士活動支援研修会の実施 【332千円】

歯科保健対策を効果的に推進するため、行政の歯科保健担当者や地域活動歯科衛生士を対象とした研修会を開催する。

- ア 保健所等歯科衛生士活動支援研修会 [2回程度]
- イ 地域活動歯科衛生士活動支援研修会 [圏域各1回程度] (一部県歯科衛生士会委託)

### 3 歯科衛生士離職防止研修会（県歯科衛生士会委託） 【220千円】

歯科衛生士の離職を防止するため、キャリアに応じた研修会を開催

コース	対象者	日数	研修内容
ベーシック	卒後 1～2年	4日	社会人としての意識改革、基礎技術の習得、職業人としての基礎、在宅口腔ケアの基礎等
アドバンス	卒後 3～5年	3日	応用力の習得、クレーム処理、プレゼンテーション能力、地域での保健指導、在宅口腔ケアの現状等
スペシャリスト	卒後 7年以上	2日	理念・方針・指導内容、研究発表、労務管理、キャリアデザイン、ワークライフバランス、専門的在宅口腔ケア等

### 4 離職歯科衛生士への復職支援（県歯科衛生士会補助事業） 【647千円】

復職支援プログラムを活用し、実習を含む研修内容の検討・評価及び研修会の開催

- ア 復職支援研修会 [研修2回、実習1回]
- イ 復職支援会議の開催 [2回程度]

## 5 8020 運動推進員養成事業 [6 回程度] (兵庫県健康財団委託) 【314 千円】

生涯を通じた歯の健康づくり (8020 運動) を推進するため、8020 運動推進員を育成し、歯科健診受診勧奨などの地域活動の展開を目指す。

〈対 象〉 健康ひょうご 21 推進会議等の参画団体から推薦を受けた者

## 6 歯科衛生士学生の専門臨地研究実習

県立総合衛生学院の歯科衛生学科学生が地域保健活動を理解し、歯科保健活動を実施する能力の習得を図るための実習場を提供する。

# Ⅲ ライフステージ別の取組み

すべての人が、生涯自分の歯でかみ、健康で楽しい食生活を送るために、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを推進する。

## 1 次世代の取組み

### ○ 妊産婦期から始める子どものむし歯予防事業 (県歯科医師会委託) 【121 千円】

歯科健診及び口腔ケア指導等を受けることにより、妊産婦の歯周病を予防するために妊婦歯科健診 (市町が実施) の受診率等に向けた検討会を開催する。また、子どもを含めたむし歯予防等に関する普及啓発を行う。

ア 妊婦歯科健診受診率向上に向けた検討会 [2 回]

〈対 象〉 県内産科婦人科学会、助産師学会、歯科医師会、歯科衛生士会、行政等

〈内 容〉 各市町妊婦歯科健診の実施状況について、妊婦が職場や近隣歯科診療所等で受診できる体制、乳幼児の口腔を取りまく現状・課題等

## 2 成人期の取組み

### (1) 大学生の歯と口腔の健康プロジェクト事業 【1,650 千円】

青年期は生涯にわたる口腔の健康を決定づける重要な時期であるため、県内全大学で (54 大学) での自主的な歯科健診の実現を目指す。

ア 大学への歯科健診・歯科保健指導費の補助 (各大学へ 1/2 補助)

〈対 象〉 14 校

〈補助要件〉 次年度以降、継続的に取り組むことが前提

イ 大学職員等への歯科保健の必要性の研修 [1 回] (県歯科医師会委託)

〈対 象〉 県内大学の学生の健康管理を担当する職員等

〈内 容〉 歯科健診の必要性、学内での歯科保健指導体制の構築、実施大学の成果報告等

### (2) 企業従業員と家族の歯科健診受診支援事業 【2,400 千円】

働き盛り世代の歯科健診受診促進のため健康づくりチャレンジ企業の従業員、その扶養者が受診した歯科健診受診に要する費用補助する。

### 3 高齢期の取組み

#### (1) 要介護者への誤嚥性肺炎予防事業

【685 千円】

##### ～歯・口腔からはじまる健康寿命延伸プロジェクト～

在宅等における要介護者への誤嚥性肺炎予防に向けた会議や研修会を開催するとともに、口腔ケアに関するアンケートを実施する。

モデル市町：3 圏域 3 市町（調整中）

ア 医科・歯科・介護連携による肺炎予防検討会議 [1 回]

要介護者への誤嚥性肺炎予防事業に向け推進方策の検討及び評価を行う。

イ 医療職・介護職向け肺炎予防口腔ケア実践研修会

介護支援専門員、看護師及び介護職員に対する研修会の開催

ウ ケアプランへの口腔ケアに関する記載等の調査 [2 回※研修前後に実施]

ケアプランへの口腔ケアに関する内容記載の調査

エ フォローアップ研修の開催

〈回 数〉各 1 回（R2 年度に事業を実施した圏域）

〈内 容〉事業の評価及び要介護者への誤嚥性肺炎予防事業の推進方策等

#### (2) (拡) フレイルハイリスク者へのアプローチ強化事業

【29,565 千円】

フレイル状態増悪リスク者に対する医療専門職によるアプローチ強化、筋力維持向上プログラムのモデル実施など、産官学の連携強化によるフレイル対策を実施する。

ア フレイルハイリスクアプローチ検討会議の開催

イ (新) RoboWELL を活用したフレイル改善モデル事業の実施

〈実施市町〉10 市町

〈内 容〉立ち上がり評価 Body-KIN、RoboWELL 体操、栄養・口腔アセスメント、健康教育、プログラム評価

ウ (新) かかりつけ歯科でのオーラルフレイル改善体制の整備（県歯科医師会委託）

○プログラム作成検討会・説明会の開催

○プログラムモデル導入

○オーラルフレイル対応歯科医療機関名簿登録

エ (新) 栄養ケア・ステーションを活用した栄養・食生活支援体制の整備

オ フレイルハイリスク者への普及・実践

○市町等関係職員向け研修会の開催

○(新) フレイルアセスメントアプリの導入

○(新) 口腔機能の低下が疑われる方への普及啓発

### 4 配慮を要する者への取組み

#### (1) 通所施設での歯科健診等実施体制整備事業（県歯科医師会補助事業）【386 千円】

在宅療養者が、地域の歯科診療所で定期的に歯科健診や指導が受けられるよう、専門的な口腔保健サービスの向上に向けた研修会を実施する。

ア 地域の歯科医師及び歯科衛生士への研修会の開催（3 か所）

〈対 象〉県内で開業の歯科医療機関勤務の歯科医師、歯科衛生士

〈内 容〉障害者（児）の特徴、歯科診療時の注意点や工夫等

## (2) 専門的歯科保健対策事業

【706 千円】

在宅療養中の難病患者や障害者(児)など口腔ケアを受けるにあたって特に配慮を要する者に対して、歯や口腔の健康状態を把握し適切な歯磨き方法等を指導助言により適切な口腔ケアが行なえるよう、歯科衛生士による歯科保健相談や訪問歯科保健指導を実施する。

- ア 歯科保健相談 (24 回程度)
- イ 訪問歯科保健指導 (24 回程度)

## IV 各種会議等

### 1 健康福祉事務所歯科保健担当者連絡会 [1回]

健康増進課と健康福祉事務所歯科保健担当者との意見交換を行うことにより、地域の歯科保健対策の推進を図る。

### 2 市町歯科保健担当者連絡会 [1回]

歯科保健対策の動向や先進的な取組み等についての情報共有や、地域における歯科保健の課題を整理し、効果的な活動の推進に向けた資質の向上を図る。

### 3 指定都市・中核市・県歯科衛生士連絡会議 [1回]

情報・意見交換を行い超高齢社会に対応する行政歯科衛生士の資質向上を図る。

### 4 行政歯科衛生士連絡会 [1回]

相互連携・情報交換を図り効果的な歯科保健対策を推進する。

## V 調査・研究・研修参加等

### 1 歯科保健に関する調査

市町等が実施する歯科保健事業の実施及び集計について調査し、全県の歯科の実態を把握するとともに、施策の企画・評価についての基礎資料とする。また、地域の歯科保健施策の立案・評価等に向けて市町等へ結果を還元する。

- ア 市町歯周病検診結果調査 (6月～8月)
- イ 市町歯科保健対策実施状況調査 (7月～8月)
- ウ 保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査 (10月～3月)

### 2 各種学会での発表

- ・日本公衆衛生学会近畿地方会、日本公衆衛生学会 等

### 3 国立保健医療科学院 歯科口腔保健推進研修派遣 [1名]

地域の実情に応じた地域歯科保健活動の企画・運営・評価の実践力を高め、県の歯科保健施策を効果的に推進する。

### 4 歯科疾患実態調査(全国調査：厚生労働省からの委託)

過去に実施した調査結果と比較し、対策効果の検討や歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び健康日本21において設定した目標達成度等の判定を行い、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得る。

## VI 普及啓発

### 1 歯科関係健康づくりの推進

「歯と口の健康週間」(6月4日)～10日)及び「いい歯の日」(11月8日)の取組を推進する。

## 2 兵庫県ホームページへの歯・口腔の健康に関する情報掲載

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3\\_153.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_153.html)

## VII 新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中でも、県民の健康の保持・増進のためには、歯及び口腔の健康の保持・増進を図ることが重要であることから、「新しい生活様式」においても、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着に向けて、口腔健康管理等、歯科疾患の予防や重症化予防の取組を推進していく。

歯科保健関係事業の実施にあたっては、正確な情報を把握し、関係機関・関係団体と連携を図った上で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、取り組む。